

## 令和4年度十和田市燃料費高騰対策事業継続給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市は、原油価格高騰の影響を受けている運送事業者等の事業の継続を支援するため、予算の範囲内で令和4年度十和田市燃料費高騰対策事業継続給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その支給については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす法人又は個人事業主とする。

- (1) 市内に本社（一般乗用旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者にあつては、営業所等を含む。）を有すること。
- (2) 給付金の受給後も事業活動を継続する意欲があること。
- (3) 個人事業主にあつては、令和3年1月1日から12月31日までの事業所得等に係る確定申告又は市民税・県民税の申告を行っていること。（ただし、令和4年1月1日以後に創業した者を除く。）
- (4) 法人にあつては、直近事業年度分の法人市民税の確定申告を行っていること。
- (5) 令和3年度分の市税等及び申請日時点において納期限を迎えた令和4年度分の市税等に滞納がないこと。
- (6) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者でないこと。

(支給対象事業及び給付金の額)

第3条 給付金の支給の対象となる事業（以下「支給対象事業」という。）及び給付金の額（以下「給付金額」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

2 複数の種類の支給対象事業を営む事業者に対しては、それぞれの支給対象事

業に係る給付金額を合計した金額を支給するものとする。

(給付金の支給の申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度十和田市燃料費高騰対策事業継続給付金支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、郵送により市長に提出しなければならない。ただし、郵送による提出が困難な場合に限り、他の方法により提出することができるものとする。

- (1) 個人事業主にあつては、令和3年分確定申告書類又は令和4年度市民税・県民税申告書類等の控え等の写し
- (2) 法人にあつては、直近事業年度分の法人市民税の確定申告書類の写し
- (3) 令和3年度分の市税等及び申請日時点において納期限を迎えた令和4年度分の市税等に滞納がないことを証する書類
- (4) 支給対象事業に係る営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類の写し
- (5) 市内の本社又は営業所等において支給対象事業の用に供している車両に係る車検証の写し（ただし、船舶にあつては、船舶検査証書の写し）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第1号から第3号に掲げる書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があつたときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(申請受付期間)

第5条 給付金の支給に係る申請の期間は、令和4年8月18日から10月31日までとする。ただし、病気その他の理由により、市長がやむを得ないと認める場合は受付期間を令和4年11月30日までとする。

2 郵送による提出は、申請受付期間内の消印のあるものを有効とする。

(給付金の支給の決定及び給付金の額の確定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類

を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、給付金の支給の可否を決定し、及び給付金額を確定し、令和4年度十和田市燃料費高騰対策事業継続給付金支給決定通知及び給付金額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 給付金は、前項により額を確定した後に口座振込の方法により支給するものとする。

（申請の取り下げ）

第7条 前条の規定による支給の決定及び給付金額の確定を行った後、申請書の不備による振込不能などがあり、市長が確認等に努めたにもかかわらず第5条の受付期間中に申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（給付金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者に対しては、給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月4日から施行する。

別表（第3条関係）

支給対象事業	給付金額
一般乗用旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車1台当たり 20,000円
自動車運転代行業	随伴用登録車両1台当たり 20,000円
一般乗合旅客自動車運送事業（十和田市から青森県以外の都道府県までの路線定期運行に限る。）	一般乗合旅客自動車1台当たり 50,000円
一般貸切旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車1台当たり 50,000円
一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業	船舶1隻当たり 200,000円
貨物自動車運送事業	①一般貨物自動車運送事業車両（被けん引車を除く。） 1台当たり 50,000円 ②特定貨物自動車運送事業車両（被けん引車を除く。） 1台当たり 50,000円 ③貨物軽自動車運送事業車両（被けん引車を除く。） 1台当たり 20,000円

備考 市内の本社又は営業所等で保有し、申請日時点で現に支給対象事業の用に供している車両又は船舶に限る。